



議案第 七 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正すること  
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、  
本議会の議決を求める。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十七年三月十日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年三朝町条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「改正後の条例」を「昭和五十六年度に支給する期末手当に関する改正後の条例」に改め、「、当分の間」を削る。

附則第九項中「改正後の条例」を「昭和五十六年度に支給する勤勉手当に関する改正後の条例」に改め、「、当分の間」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。